

## 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する工事及び工事の積算体系で積算した委託業務（以下「工事等」という。）において、現場の安全（熱中症）対策に係る費用として、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 原則として、主たる工種が屋外作業であるすべての工事等を対象とし、受発注者間の協議により決定する。ただし、平成31年4月1日以降に契約した工事等から試行を適用できるものとする。

- 2 工場製作工を含む工事は、工場製作のみの期間を工期から除くものとする。
- 3 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 4 夜間工事等の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

### (定義)

第3条 この要領で用いる用語の定義を以下に示す。

#### (1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事等の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

#### (2) 工期

工事等の始期から工事等の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事等全体を一時中止している期間は含まない。

#### (3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

### (気温の計測方法等)

第4条 工事等の着手前に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を受発注者間で協議を行い、決定するものとする。

#### (1) 計測方法

施工現場から最寄りの気象庁の気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

## 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など  
(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

### (2) 計測結果の報告

協議結果に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

### (補正方法等)

第5条 現場管理費の補正は、変更契約において行うものとし、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事等の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

#### (1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

#### (2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値})$$

**(その他)**

第6条 本要領に定めのない事項については、受発注者が協議の上、決定するものとする。

**附則**

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和2年7月14日から施行する。

この要領は、令和5年5月8日から施行する。